

大阪広域環境施設組合 一般廃棄物処理基本計画の概要（素案）

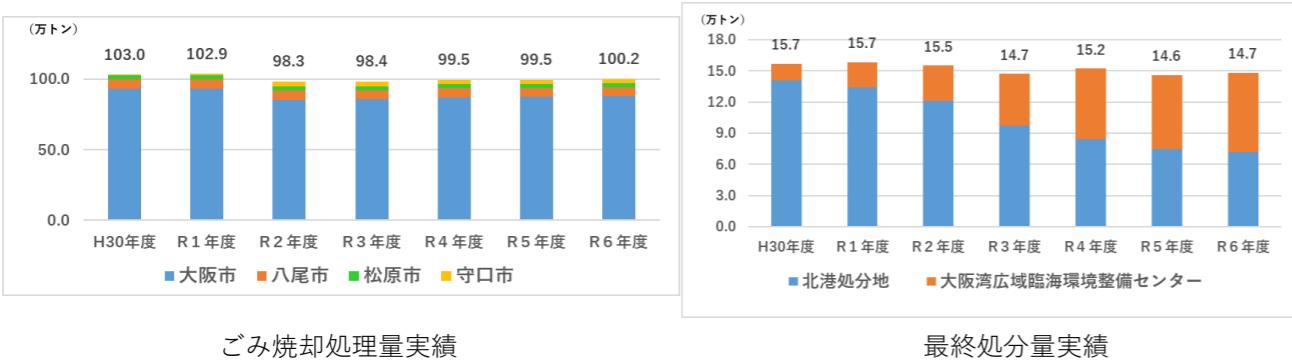
1 環境施設組合の基本計画

構成市（大阪市、八尾市、松原市、守口市）におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である構成市が担当し、一般廃棄物の処理処分を環境施設組合が担います。

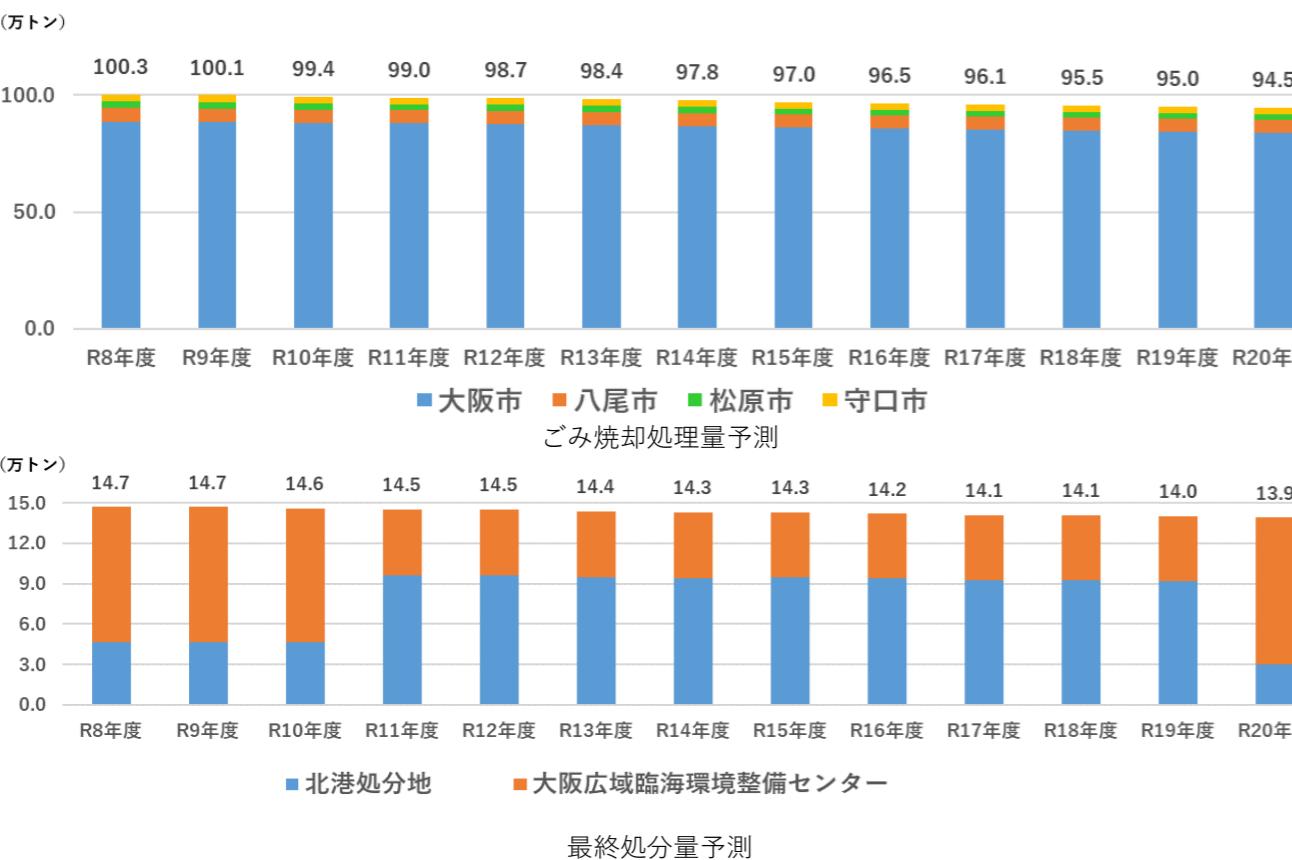
そのため、環境施設組合が策定する基本計画は、一般廃棄物の中間処理（焼却処理・破碎処理）及び最終処分を主な内容としています。

計画期間は令和8年度から令和20年度までの13年間としますが、構成市の基本計画が大幅に見直された場合や国の施策、社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

2 ごみ焼却処理量と最終処分量の実績



3 ごみ焼却処理量と最終処分量の予測



4 基本理念と施策

ごみの焼却処理は、ごみ減量・リサイクル施策を十分に行った上で、なお排出されるごみを減量減容化とともに衛生的に処理し、市民の快適な生活環境の保持に貢献しています。環境施設組合がこの役割を果たすためには、ごみの量や質の変化に対応した効率的で安定した焼却工場の運営や整備が不可欠です。また、社会経済活動を進めるにあたっては、地球環境への負荷が少ない循環型社会形成の取り組みが求められています。当組合においても焼却工場へ搬入されたごみについて、金属資源や焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを可能な限り回収、有効利用するとともに、最終処分場の適正な維持管理に努めなければなりません。

本基本計画では、こうした考え方のもと「循環型社会を将来世代につなぐ安全で安定したごみの適正処理」を基本理念とし7つの施策を推進します。

- 1 効率的で安定した中間処理体制の確保
- 2 環境負荷の低減
- 3 脱炭素化の推進
- 4 埋立処分場の安定管理
- 5 大規模災害対策の強化
- 6 技術調査・研究の充実
- 7 普及啓発活動の推進

5 ごみ焼却工場の整備・配置計画

計画策定における主な考え方

- 構成市から排出される一般廃棄物を将来にわたって安全かつ安定的に処理する体制の確保を目的とします。
- 構成市のごみ処理量、ごみの安定処理のために必要な処理余力等の基本的な条件を設定したうえで、工場の整備時期や整備手法について検討します。
- 整備手法については、環境施設組合が有する7工場を建替工事のみで将来的に整備していくことは困難であるため、延命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施も含めて検討します。

ごみ焼却工場の整備・配置計画について

- 1 安全かつ安定的に処理するための処理余力を確保することとし、工場の整備は1工場ずつ実施します。
- 2 老朽化が著しい複数の工場を早期に健全化するため、基幹的設備改良工事を活用し、安定的なごみ処理体制を確保します。
- 3 西淀工場、舞洲工場、八尾工場、東淀工場を健全化した後に、最大処理能力を有する平野工場の建替工事に着手し、建替期間中も安定的なごみ処理体制を確保します。

表 ごみ焼却工場の整備・配置計画

令和(年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
① 合計ごみ処理量(万トン/年)	99.5	100.2	103.1	100.3	100.1	99.4	99.0	98.7	98.4	97.8	97.0	96.5	96.1	95.5	95.0	94.5		
② 1日当たりのごみ処理量(トン) [①×10,000÷290日]	3,432	3,454	3,556	3,458	3,450	3,427	3,413	3,402	3,392	3,371	3,344	3,327	3,313	3,292	3,275	3,258		
工場名	竣工年月																	
住之江	R5.3	供用年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		日処理能力	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
鶴見	R11.3 (予定)	供用年数																
		日処理能力																
		建替	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620
西淀	H7.3	供用年数	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
		日処理能力	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
八尾	H7.3	供用年数	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
		日処理能力	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
舞洲	H13.4	供用年数	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
		日処理能力	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
平野	H15.3	供用年数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
		日処理能力	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
東淀	H22.3	供用年数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		日処理能力	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
③ 処理能力計(トン/日)	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,970	3,970	3,970	4,120	4,120	4,220	4,220	3,520	
処理余力(%) [(③-②)÷②×100]	11	10	7	10	10	11	12	12	17	18	19	24	24	28	29	8		

※ 整備・配置計画は今後の構成市ごみ処理量の推移等を踏まえ、次期基本計画改定の際に見直す。

※ ごみ処理量は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。